2026年11月12日

各　　位

会　社　名　日本トランスシティ株式会社
代表者名　取締役社長　安藤　　仁
（コード番号9310　東証プライム・名証プレミア）
問合せ先　総務部長　　川尻秀紀
（ＴＥＬ　０５９－３３６－５０１８）

従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月12日開催の取締役会において、従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

（１）処分期日	2026年12月１日
（２）処分株式の種類および数	普通株式185,300株
（３）処分価額	１株につき1,333円
（４）処分総額	247,004,900円
（５）処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ＥＳＯＰ信託口）
（６）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年５月14日開催の取締役会において、当社の一定の職群の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができ、業績への貢献意欲や経営参画意識を高めることを目的として、株式付与ＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ＥＳＯＰ信託」といいます。）の導入を決議しております。また、エンゲージメントを一層高めることも期待できることから、長期的な企業価値向上を目指す「人的資本投資」の一環として位置付けしております。

本制度は、対象従業員に株式を交付するものとし、交付される株式は当社と各対象従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付すものといたします。

本自己株式処分は、本制度の仕組みとして採用するＥＳＯＰ信託の導入に伴い、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締結するＥＳＯＰ信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基

づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（ＥＳＯＰ信託口）に対し、従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は、2026 年 9 月 30 日の発行済株式総数 66,405,517 株に対し 0.28%（小数点第 3 位を四捨五入、2026 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 604,334 個に対する割合 0.31%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本制度の概要については、本日付で公表いたしました「当社従業員に対する株式交付制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照ください。

（ご参考）本信託契約の概要

(1)	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(2)	信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
(3)	委託者	当社
(4)	受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
(5)	受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
(6)	信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
(7)	信託契約日	2026 年 11 月 27 日（予定）
(8)	信託の期間	2026 年 11 月 27 日～2029 年 11 月 30 日（予定）
(9)	制度開始日	2026 年 12 月 1 日（予定）
(10)	議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 11 月 11 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における終値である 1,333 円としております。当該価格を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、 当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前 1 か月間（2026 年 10 月 13 日から 2026 年 11 月 11 日まで）の当社株式の終値の平均値である 1,380 円（円未満切捨て、以下終値の平均値の計算において同じとします。）に対しては 3.41%のディスカウント（小数点第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウントまたはプレミアムの計算において同じとします。）、同直前 3 か月間（2026 年 8 月 12 日から 2026 年 11 月 11 日まで）の当社株式の終値の平均値である 1,394 円に対しては 4.38%のディスカウント、同直前 6 か月間（2026 年 5 月 12 日から 2026 年 11 月 11 日まで）の当社株式の終値の平均値である 1,291 円に対しては 3.25%のプレミアムであることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以　上